

項目	内容	
施設の目的	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設である。	
	地域の住民に対して、児童の養育に関する相談に応じ、助言を行うよう努める役割も持つ。	
施設の理念	児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、職業指導及び家庭環境の調整を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援することを目的として行う。	
対象児童	複雑な背景がある子ども	半数以上は保護者から虐待を受けたために保護された子ども 親の疾患、離婚等により親の養育が受けられない子ども
	障害を有する子ども	障害を有する子どもについては、その高い養護性にかんがみて、障害への対応も含めて最大限の支援を行うことが必要。
養育のあり方の基本	関係性の回復をめざして	子どもにとって、大人は「共に居る」時間の長短よりも「共に住まう」存在であることが大切である。
		社会的養護は、従来の「家庭代替」の機能から、家族機能の支援・補完・再生を重層的に果たすさらなる家庭支援（ファミリーソーシャルワーク）に向けた転換が求められている。 親子間の関係調整、回復支援の過程は、施設と親とが協働することによって果たされる。
	養育のいとなみ	社会的養護は〈養育のいとなみ〉である。 子どもにとっての「切実さ」「必要不可欠なもの」に気づいていくことが大切である。
		子どもが自分の生を受けとめるためには、あるがままの自分を受け入れてもらえる大人との出会いが必要である。 「依存」と「自立」はそうした大人との出会いによって導き出され、成長を促される。 生活は、子どもにとって育ち（発達）の根幹となるものである。
養育を担う人の原則	養育とは、子どもが自分の存在について「生まれてきてよかった」と意識的・無意識的に思い、自信を持てるようになることを基本の目的とする。そのためには安心して自分を委ねられる大人の存在が必要となる。	
	子どもの潜在可能性は、開かれた大人の存在によって引き出される。子どもの可能性に期待をいだきつつ寄り添う大人の存在は、これから大人に向かう子どもにとってのモデルとなる。	
	子どもの親や家族への理解はケアの「引き継ぎ」や「連続性」にとって重要な課題である。	
	養育には、子どもの生活をトータルにとらえ、日常生活に根ざした平凡な養育のいとなみの質を追求する姿勢が求められる。	

項目	内容	
家族と退所者への支援	家庭支援	被措置児童の家庭は、 <b>地域</b> や <b>親族</b> からも孤立していることが多く、施設は、その養育機能を代替することはもちろんのこと、養育機能を補完するとともに <b>子育てのパートナー</b> としての役割を果たしていくことが求められている。
	退所した者への支援	自立のための援助を適切に行うためにも、退所した者の <b>生活状況</b> について把握しておく必要がある。
施設の将来像	<p>(1) 施設の小規模化と施設機能の地域分散化</p> <p>本体施設のすべてを<b>小規模グループケア</b>にしていくとともに、本体施設の定員を<b>少なく</b>し、地域の<b>グループホーム</b>に移していく方向に進むべきである。</p> <p>児童養護施設は、家庭養護の担い手である<b>里親</b>や<b>ファミリーホーム</b>を支援していく。</p>	
	<p>(2) 施設機能の高度化と地域支援</p> <p>施設機能の<b>地域分散化</b>を図りながら、本体施設は、<b>地域のセンター施設</b>として、その機能を<b>高度化</b>させていく。</p> <p>早期の家庭復帰を実現するための<b>親子関係の再構築</b>の支援、虐待防止のための親支援、地域の里親等への支援、<b>ショートステイ</b>などによる地域の子育て支援など、<b>地域支援</b>の機能を高めていく。</p>	